

## 業者の携帯電話要求に注意



ヤミ  
貸  
主  
バ  
イ  
ロ  
ツ  
ト

金融業者に融資を申し込んだ際に「審査のため」と携帯電話を送るよう指示された場合は、絶対に送つてはいけません。

【事例】インターネットで見た金融業者に融資を申し込んだら、「審査のため、スマートフォンを3台契約して送るように」と言われた。スマホは業者が買い取ると言う。おかしいと思う

## 不正利用防止法に違反

たので融資を断つたが、解約できないと言われた。

【アドバイス】ヤミ金融によくある手口です。ヤミ金融とは、国や都道府県に貸金業としての登録をしていない貸金業者で、貸し付け自体が違法です。携帯電話を他人に渡す目的で契約することは、「携帯電話不正利用防止法」に違反します。また解約する場合は、携帯電話会社から解約料や機器代などを請求されます。ヤミ金融には決して関わらず、毅然とした態度で対応しましょう。

不審に思ったときは、最寄りの市町村や県の消費者活動センター・相談窓口、警察に相談してください。消費者ホットライン(☎1888)は、最寄りの相談窓口を案内します。(県消費生活センター／県消費生活・男女共同参画プラザリアイネ